

# 「廃棄物の焼却設備に関する業務」の特別教育のご案内

札幌労働基準協会

労働安全衛生法第 59 条第 3 項(労働安全衛生規則第 36 条第 34 号から第 36 号)では、事業主が、廃棄物の焼却施設に関する業務 (注) に労働者を就かせるときは、その業務に関する安全及び衛生の特別教育を行うことが義務付けられています。

当協会では、事業者の委託を受け、当該特別教育規程に基づいて法定の特別教育を実施しております。この機会に多数受講されますようご案内いたします。

(注) 廃棄物の焼却に関する業務

火床面積が 0.5 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 kg 以上の廃棄物焼却炉 (ダイオキシン類対策特別措置法の対象焼却炉です。) を有する廃棄物焼却施設における以下の作業が対象です。

- 1 廃棄物の焼却施設におけるばいじん及び焼却灰その他燃え殻を取扱う業務に係る作業
- 2 廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備補修点検等の業務に係る作業
- 3 廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他 燃え殻の取扱いの業務にかかる作業

1 日 時 令和 6 年 9 月 1 0 日 (火) 12 時 50 分～17 時 00 分頃  
(受付開始は 12 時 20 分から)

2 場 所 北海道トラック総合研修センター  
札幌市中央区南 9 条西 1 丁目 (駐車場はありません)

3 受講料 一 般 9,900 円 テキスト代 990 円 合計 10,890 円  
当協会会員 7,700 円 テキスト代 990 円 合計 8,690 円

4 修了証 教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。

5 申込方法

(1) 裏面の「委託申込書」に必要事項を記入のうえ、申込先へ郵送または F A X 願います

【申込先 (問い合わせ先)】

札幌労働基準協会 電話 011-757-0340、Fax 011-757-1803

〒060 - 0807 札幌市北区北七条西 2 丁目 37 山京ビル 2 階 201 号

(2) 受講票が送付されましたら、受講料及びテキスト代を下記口座に振込み願います。

北洋銀行北七条支店 普通預金口座 930447 (札幌労働基準協会)

(送金手数料は、貴社のご負担でお願いします。)

(3) 定員 (40 名) に達し次第締め切ります。(定員は変更となることがあります。)

6 留意事項

(1) 受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんので、ご了承下さい。

(2) 受講の際は、受講票及び筆記用具を必ず持参して下さい。

(3) 会場には駐車場がありませんので、特にご留意下さい。

(4) 受講者数が 10 名に達しない場合、講習を中止することがありますので予めご了承下さい。

裏面もご覧願います

安全衛生特別教育規程第 21 条(抄)

科 目	範 囲	時 間
ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	0.5 時間
作業の方法及び事故の場合の措置	作業の手順 ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置 作業環境改善の方法 洗身及び身体等の清潔の保持の方法 事故時の措置	1.5 時間
作業開始時の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	0.5 時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用方法及び保守点検の方法	1 時間
その他 ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則中の関係条項 ダイオキシン類のばく露を防止するため当該業務について必要な事項	0.5 時間

.....このまま Fax してください.....

廃棄物の焼却設備に関する業務特別教育実施委託申込書

※	氏 名	生年月日	住 所
		S H . .	〒 -
		S H . .	〒 -
勤務先名称	(電話 - )		

前記の者に対し、労働安全衛生法第 59 条第 3 項による「廃棄物の焼却設備に関する業務」について、特別教育の実施を委託いたします。

会員・非会員 の別	どちらかに○印 を付けて下さい
--------------	--------------------

令和 年 月 日

□□□-□□□□

事業場所在地・名称

事業主氏名



札幌労働基準協会長 殿

(fax 0 1 1 - 7 5 7 - 1 8 0 3)